

【キー・ノート・スピーチ】

「紀の国森づくり税条例の制定について」

和歌山県議会議長 吉井和視 氏（「視」の字の偏は、正しくは「衤」ではなく「示」です。）



皆さん、こんにちは。和歌山県議会の吉井でございます。議長というよりも一議員という立場でこのキー・ノート・スピーチというのをさせていただきたいなと、そのように考えております。

今日は、三重県議会の議会改革推進会議、そして、たくさんの方がおみえいただいて、特にグレート・サスケさん、女性の方もおみえいただいております。三重県議会ともども大変うれしく思います。

それでは早速、私の方からキー・ノート・スピーチということでやらせていただきたいと思います。

私は、昨日、東京に新幹線で来たわけですが、その車中で見た本の中に、地方議会を改革せずして小さな政府はないという記事がございましたので、原文を、ちょっと読ませていただきます。改革の本丸となる地方議会は手つかずのままだと。国の御用聞きに終始し、みずから政策を出す資質が欠如した地方議会を放置して権限と財源を移譲しても地方自治は実現できない。地方議会の役割や金について早急に議論を進める必要があるという記事であります。まさに今日のテーマを書িয়েいただいております。

地方議会というのは頼りない、そういうことを言われておるわけでありましてけれども、そういう中で我々和歌山県が今回、紀の国森づくり税という税を課税自主権に基づいて議員提案で、全国で初めて条例を制定させていただきました。

その中で、まずその話の一つとして、2つの課題があったわけでありまして。

1つは、今日のメインテーマであろうと思う議員の条例制定権をいかに行使できるかという、自治法における議員の限界についてですね、その課題がございました。実は、平成13年頃ですか、三重県さんがリサイクル製品条例というのを議員条例で制定されました。そのときに我々も議員が東京でフォー

ラムに出席させていただいて、非常に感銘を受けました。議員がみずから条例を制定する、議員立法ですね。これは国会議員にも地方議員、我々にも保障されておる議員の議決権ですね、これが保障されておるわけなんですけども、これをやってのけたと。それで、私たちもこういうことをやりたいということが念頭にありました。そして、和歌山県は森林県であります。全国6位の森林県であるということで、この森林を何とかしなくてはいけない、そういう思いで、それから議員提案の条例、自治法の中でも議員というのは長に比べてこれ権限が弱い。知事も直接選挙で上がっている。我々も直接選挙で上がって、住民の代表であるべきなのです。対等の関係であるべきなのです、本来なら。それがなかなか対等の関係にならない。それはやっぱり自治法が悪いと私は思うわけですけども、しかし、現実として、我々是对等の関係に持つていくためにどうすればいいかというのをやっぱり議会改革の中でやっていかなければいけないと思うんです。

知事さんなんか、特に議会なんかで知事と議会は車の両輪だということをよく言われますね。ですけども、そうじゃないと。どんな関係かなと私思ったんですけども、まあ、タイヤと空気の関係ぐらいにしか私は思っていないです。タイヤの中身は空気なんですけども、程よく空気がなかったら心地よく走れないし、余りばんばんと空気が張ったらね、乗り心地が悪いと。高速道路なんか走るときにはやっぱり十分空気圧を点検してもらわないと、パンクしては大変なことになりますから、そういう議会の関係だと思っんです。そういう中で、本来であれば議会と長とは対等の、そして独立した機関であると、そういう自負に基づいて我々議員がこの森づくり税に挑戦をしたわけであります。

今日は東京都議会の方もたくさん来ていただいており、私は、非常にうれしく思います。森林税のこういう関係についても来ていただいておると。それで、東京都知事石原さんの「日本よ」という本を私は読んだことがあるんですけども、その中でこんな話があるわけです。

宇宙のブラックホールを発見したホーキングの話ですけども、銀河系の中には何千億という星があるらしいと。地球が交じっている銀河系ですね、何千億の星があると。その中にも200万ぐらいの地球と同じ環境の星があるだろうと。そこで、なぜ宇宙人と我々地球人が遭遇できないのかと、そういう話があって、それをホーキングに尋ねたら、もう言下のごとく答えた。どう答えたか。地球程、文明が発達すれば、瞬時に消滅すると。こういう答えであります。だから、視認できる、目で見えるそういういろんな宇宙人と会えないという話なんですけども。

そういう中で、瞬時に消滅するというのはどういう年数かわかりませんが、私は、かつて和歌山県の森林議員連盟の会長を今は亡き木下議員がされておられたときに、私もちょうど事務局長として出させていただき、いろんな学者の先生から聞いた話なんですけども、ほとんどの学者の先生は、地球はあと数十年すれば動物が住めなくなるだろうと、ほとんどの学者が言われるわけであります。数十年たった動物が住めなければ人間も住めないですね。だから、地球環境を何とかしなきゃいけないのだという、そういう話を聞かされたことがございます。

そういうことで、1992年、平成4年ですけれども、ブラジルでリオ宣言というのが出されました。地球サミットですね。この中で、地球の環境を守るために183カ国、発展途上国もあれば先進国もある、その中で、とにかく森林を守っていく、地球のために守っていこうじゃないかという宣言がなされたわけでありまして。その後、全国の森林林業活性化議員連盟が平成9年に結成されたわけでありましてけれども、その中で、とにかく日本の森林のことだけじゃなくして地球の環境を守るために何とかしようじゃないかということで、森林を守っていく運動を全国的に、これ国民運動としてやっていこうじゃないかというそういう話ができたとあります。

そういうことで、和歌山県も森林県で、全国第6位の県であります。何とか森林を守るために県民が立ち上がらなきゃいけない。そのときに、ちょうど三重県さんがリサイクル条例というのを議員提案でされておったので、これを何とか一遍議員提案で、ちょうど議会改革に絡ませて、その問題をこの環境税にぶつけて一石二鳥でやろうじゃないかということで、和歌山県の自民党県議団の中でそのことが提案されて決議されたわけでありまして。それが平成15年の7月であります。

そのときに、ちょうど、やろうじゃないかということで森林の研究会が立ち上がりました。これも自民党の県議団の中でまずできたわけなんですけれども、これはいろんな形で、本来であれば議員条例というのを上げるためには全会派でやらなければ意味がないと。やっぱり反対の意見の中にはそういうことがございました。それはもちろんのことです。そういうことで我々も各会派に呼びかけをさせていただいて、そして立ち上げをやろうじゃないかという話をしていたわけなんですけれども、やっていくうちに、どうも各会派に話しかけてやっていったのでは機動性に欠けると。やっぱり、経費の問題もありますし、自民党で機動的にやった方がいろんなことが早く進むのではないかということで、まずは自民党の中で森林研究会というのを作り、その中でこの問題について勉強して、やろうじゃないかということになりました。

それで、自民党の中で森林環境税懇話会というのを作らせていただいて、各市町村の議会の方々に了解をしていただくために議会を回らせていただきました。当初は、議会の方々がみんな賛成してくれるかなと思っておったんですが、なかなか足が重たくて、やっぱり今日の課題になりますいわゆる条例制定権、あるいはまた、自治法に言われるところの議会がどういう権限があるかということ、もっともっとやらなければいけないなという思いも少しはしたわけなんですけれども、そういう問題がございました。この問題については後のパネルディスカッションの中で十分検討をしていただけたと思うので、その点は後に譲らせていただきたいなと、そんなに思います。

それで、このレジュメを見ていただければわかるんですけども、森林懇話会というのを作ってシンポジウムというのをさせていただきました。そのシンポジウムの中で学識経験者の皆さんとか、そしてまたみんなにご意見をいただきました。森林環境税懇話会を8回開催をさせていただきました。そして、やっぱり一番森林のことを研究するには、現地へ足を運んでいただいて現地を視察してもらうのが一

番だということで、現地も視察をさせていただきました。そして、みんなの所属の議員さんについては自分の選挙区のところへ行って、議会あるいは住民の皆さんに接していただいて、県民の理解を得るために十分説明会なりそういうことをやっていただきたいということを申し上げて、ずっと取り組ませていただいて、そして、ようやく今年の12月の議会にその条例を制定しようじゃないかということで取組を上げて、この条例を作らせていただきました。

そういう中で問題点になるのは、先程から申し上げさせていただいているように、県民の理解を、議会が税を徴収するということについて理解を得られるかどうかと。そしてまた、特別こういうふうな税金を、従来の税金を得ているのに、なおかつこういうふうな税金を取ることに對していかがなものかという、そういう問題も投げかけがありました。

そういうことで、この議員の提案、税金を皆さんにいただくということを議員がやるということは本当にこれは問題であるのかどうかということについても、この後で皆さん方に私は協議をしていただきたい、そのように思います。

いろいろ申し上げさせていただきましたけれども、この森林環境税につきましては、もう既に和歌山県初め全国で20数県の県が取組をなされております。今制定されているのは13県ぐらいの県でありますけれども、既に協議中というのは23県ぐらいありまして、もう来年ぐらいになれば30県ぐらいの県がこの森林というものについて税を徴収して、特別に森林の整備、あるいはまた山林の保存について取組がされようとしております。

そういう中で、我々和歌山県議会は、かつて森林基本法改正のときに今は亡き木下議員が取り組んだ思いをずっと引き継いでこの問題をなし遂げたわけでありましてけれども、今後も地球の環境、あるいはまた全国の山の環境、そういったものを皆さん方にご理解していただくために今後ともご協力していただきますことをお願い申し上げて、甚だ簡単な話であったわけですが、この後パネルディスカッションの中でいろんなご討議をしていただくことをお願い申し上げまして、私からの問題提起にさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。